





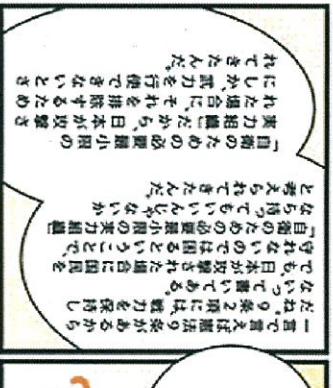
まずは、この表を見てみて。

①武力行使の目的		②武力行使の手段		③武力行使の範囲	
武力行使	武力行使の目的	武力行使の手段	武力行使の範囲	武力行使の目的	武力行使の手段
武力行使の目的	武力行使の手段	武力行使の範囲	武力行使の目的	武力行使の手段	武力行使の範囲
武力行使の目的	武力行使の手段	武力行使の範囲	武力行使の目的	武力行使の手段	武力行使の範囲

①武力行使の目的  
武力行使の目的は、自衛のための必要最小限の武力行使に限定される。

②武力行使の手段  
武力行使の手段は、武力行使の目的を達成するために必要と認められる手段に限定される。

③武力行使の範囲  
武力行使の範囲は、武力行使の目的を達成するために必要と認められる範囲に限定される。



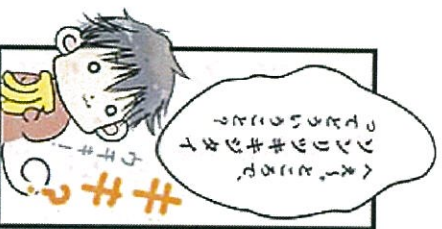
集団的自衛権の行使が可能に

でも、②の「存立危機事態」に該当する場合にも、日本が攻撃されていなくても、集団的自衛権の行使つまり武力行使ができるようになるんだ。

「**た**」  
集団の自衛権って、日本が攻撃されたときの話じゃないんだ。

自衛っていう言葉が入っているから、誤解しやすいけれど、

そうなんだよ。



「我が国と密接な関係にある

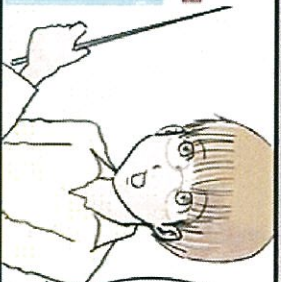
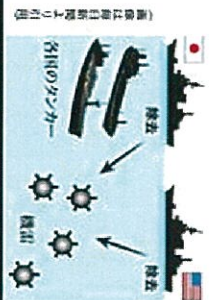
「我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合のことだよ。

よくそんなの買えられるね。

「**お**」



④ 集団的自衛権における国際的な連携  
⑤ 日本と韓国・台湾活動への参加



例えば、ホルムズ海峡に艦隊が派遣された場合にも、この存立危機事態に該当するから、集団的自衛権を行使して、艦隊を派遣する活動に加わることもありうる」と説明されているんだ。

限定された集団的自衛権？

ホルムズ海峡ってどこにあるの？



「**お**」

「**お**」

「**お**」

「**お**」







それに、まいた機雷が除去されるのをイランが狙をくわえてみてはいるはずはないから、掃海活動に機雷を除去するためには、事前に戦闘機や潜水艇等の戦力を撃つておかないといけないから、イランとの間で激しい戦闘になることが前提だよ。



機雷の除去も武力行使にあたるから、掃海活動に加われば、日本は中立国ではなく紛争の当事国になる。立国ではなく紛争の当事国になる。つまり戦争に参加するということが、日本本土が攻められたり、国内でテロが起きるリスクを減くすると言われているんだ。



今年4月に「掃海活動」がイランをめぐる核協議で、イランが機雷を敷設するようにはないからないので、イランにはならないので、わてはいかということも言わ



難しい話をまとめて聞いてから、半分くらいは「掃海活動」に入ってきて、ただかいてはいただけたり、今日はこのくらいで、機雷はまた今度頼むよ。

IRAK



RISK!

教えて!

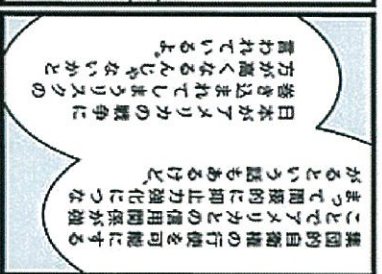
安保法制がわかりません。

# パパポッパ!

作：土橋中央法律事務所

第二話「集団的自衛権、その2」





おんねん！







教えて!

安保法制がわかりません。

# アポロタリ!

作 上越中央法律事務所

第三話「後方支援」



予口特措法アヲカニスナン戦也  
とかイラツケ特措法イラツク戦也  
とかだね。ほんと。

でも、今回はいつでも自衛隊を派遣  
できるようにするために、  
恒久的な法律(表④)国際平和支援法  
をつくろうとしているよ。

<p>④ 国際平和支援法 「国際平和支援法」は、国際平和の維持・増進に寄与することを目的として、国際連合の平和維持活動に協力するものとする。</p>	<p>③ 重要影響軍事事態安全確保法 「重要影響軍事事態安全確保法」は、重要影響軍事事態の発生を防止し、その発生した場合に迅速かつ効果的に対応することを目的として、重要影響軍事事態の発生を防止し、その発生した場合に迅速かつ効果的に対応することを目的とする。</p>	<p>② 国際平和支援法 「国際平和支援法」は、国際平和の維持・増進に寄与することを目的として、国際連合の平和維持活動に協力するものとする。</p>	<p>① 予口特措法 「予口特措法」は、予口特措法の目的を達成するために必要な事項を定めることとする。</p>
--	--	--	---

そのとおり。

でも、今回はいつでも自衛隊を派遣  
できるようにするために、  
恒久的な法律(表④)国際平和支援法  
をつくろうとしているよ。

予口特措法アヲカニスナン戦也  
とかイラツケ特措法イラツク戦也  
とかだね。ほんと。

硬球はあたると  
痛いよね。ほんと。

いい現象野球から  
鋼を切り換えて！

でも、恒久法を作れば  
すぐに対応できるから  
いいんじゃないの？

必ずしもそうとは言えない。  
派遣の必要性や、法的な組織等につ  
いては慎重に議論、検討しないとい  
う話もあるよね？

なりかねないと言われているよ。

イラツク戦争なんかは、完全に  
先明攻撃だし、  
兵器もなかつたから、国際法  
違反は明らかだもんね、  
兵隊もなかつたから、国際法  
違反は明らかだもんね、  
兵器もなかつたから、国際法  
違反は明らかだもんね、

イラツク戦争のときは、  
小泉総理がいち早く  
ここもあつて議決を支持した  
んさね、  
ここもあつて議決を支持した  
んさね、

国際法違反は明らかだもんね、  
兵器もなかつたから、国際法  
違反は明らかだもんね、  
兵隊もなかつたから、国際法  
違反は明らかだもんね、

そうだね。  
法律の名も変わって、  
重要影響軍事事態安全確保  
法になるんだ(表③)。

国際法違反は明らかだもんね、  
兵器もなかつたから、国際法  
違反は明らかだもんね、  
兵隊もなかつたから、国際法  
違反は明らかだもんね、

重要な法律の名も変わって、  
重要影響軍事事態安全確保  
法になるんだ(表③)。

国際法違反は明らかだもんね、  
兵器もなかつたから、国際法  
違反は明らかだもんね、  
兵隊もなかつたから、国際法  
違反は明らかだもんね、

重要な法律の名も変わって、  
重要影響軍事事態安全確保  
法になるんだ(表③)。

国際法違反は明らかだもんね、  
兵器もなかつたから、国際法  
違反は明らかだもんね、  
兵隊もなかつたから、国際法  
違反は明らかだもんね、

どちらの法律でも自衛隊がやる  
内容はほとんど変わりが無いよ。

じゃあ、2つもある意味は  
ないんじゃないの？

国際平和支援法では、「関連する国連決議が要件になっているけど、重要影響事態法では、国会承認は不要になんだ、国連決議は事後でもよく、

どういうこと？

そうも言えるかな。ただ、2つの法律では要件が違うんだ。

重要影響事態法では一応日本に知する影響を考慮することにしているけど、国際平和支援法では日本に知する影響は考慮する必要がないんだ。

要件が厳しい重要影響事態法があるけど、国際平和支援法が要件を厳しくしている意味がないんじゃない？

じゃあ、やっぱり国際平和支援法の方が要件は厳しいの？

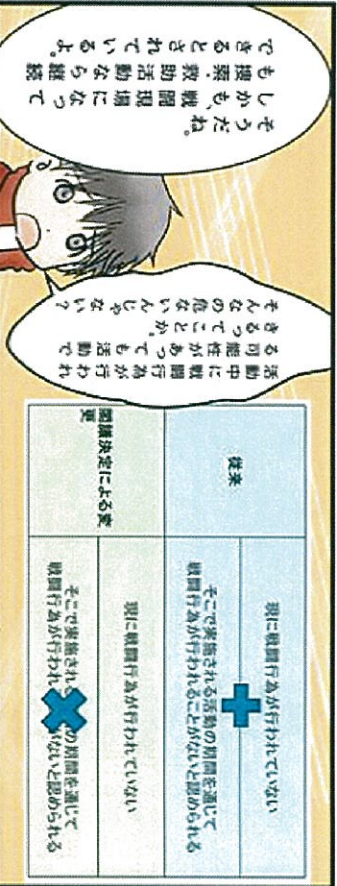
「日本の平和と安全に重要な影響を与え、事態という要件は抽象的すぎるから禁止めになるが疑問だね。」

その留保は  
どういうこと？

「一応だよ」  
「何？」  
「知らんがな」

どっちもあんまり要件が厳しくないんだね。

そう言うてもいいかな。ただ、秘密保護法があるから情報が漏れて国会の承認は形式的になるだろうね。それに「関連する」国連決議でいいのなら、湾岸戦争に関する国連決議を根拠にイラクに自衛隊を派遣したようなことが繰り返されるかも知れないね。



教えて!

安保法制がわかりません。

# ポンポンポン!

作: 上越中央法律事務所

第四話「PKO改正」

今日は表④のPKO  
改正の話をね。

PKO改正の概要		PKO改正の目的	
PKO改正の概要	PKO改正の目的	PKO改正の目的	PKO改正の目的
武力行使 → 平和維持 → 人道支援 → 人道支援 → 人道支援	武力行使 → 平和維持 → 人道支援 → 人道支援 → 人道支援	武力行使 → 平和維持 → 人道支援 → 人道支援 → 人道支援	武力行使 → 平和維持 → 人道支援 → 人道支援 → 人道支援
武力行使 → 平和維持 → 人道支援 → 人道支援 → 人道支援	武力行使 → 平和維持 → 人道支援 → 人道支援 → 人道支援	武力行使 → 平和維持 → 人道支援 → 人道支援 → 人道支援	武力行使 → 平和維持 → 人道支援 → 人道支援 → 人道支援

集団的自衛権とか憲法変更は  
だたけと、いつか憲法は  
紛争が起つて、いつか憲法は  
今日の話は紛争が一番終わ  
た後、憲法の話だね。



国連PKOだけじゃなくて  
国連が経緯しない活動にも  
参加できるようにするよ表①。

改正法により加わるもの  
+ 国際連帯平和安全活動  
+ 治安維持活動  
+ 駆けつけ警護  
+ 任務遂行のための武器使用

現行法  
+ 国連PKO  
+ 道路・橋の補修  
+ 建物の建設等  
+ 正当防衛・緊急避難  
+ 武器等を防護する場合

I 参加する対象  
II 自衛隊の任務  
III 武器使用の基準

国連が経緯しない活動って  
どういふもの？

最近の例で言えば、ISAF  
（国際治安支援部隊）があるね。

挨拶はやっぱり  
基本だよな。

アサツキじゃなくて  
アサツキだよ。

ISAFって聞いたことは  
あるけどよくわかんないな。



そうだね、  
既定政権だけで治安を維持する  
のは難しいから官邸カテ11ルの  
治安維持をNATOがサポート  
することになったんだ。

そのボン合意で  
ISAFの活動をする  
ことが決まったの？

2001年のアフガニスタンによる  
「既成政権でタリバン政権が崩壊した  
そこでアフガニスタンに民主国家を  
つくるためにNATOのボンプで話し合い  
がされた」のときの合意をボン合意  
っていうんだ

国連PKOとは  
違うんだね、  
こういうものにも参加  
できるようにしようっ  
ていうことが  
お静かに!!

ISAFの活動を承認し、  
国連加盟国に協力を呼びか  
ける内容の国連決議はある。  
でも、権限はあくまで  
NATOにあるんだ。

国連は全然聞っていないの？

これからは治安維持活動とか  
駆けつけ警備もできるように  
してそういう任務を遂行する  
ために武器を使うことができ  
るようにすることが  
そのとおり。

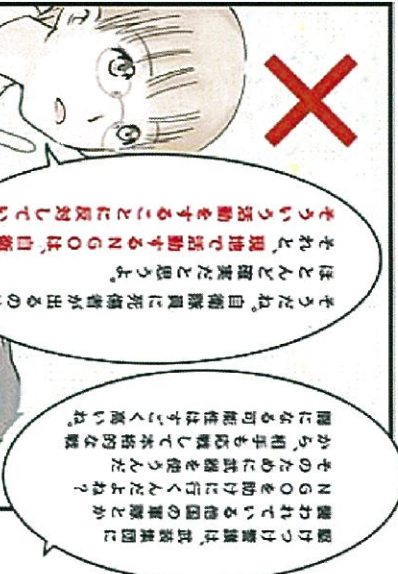
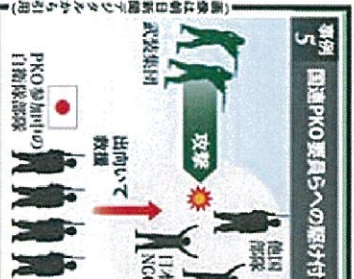
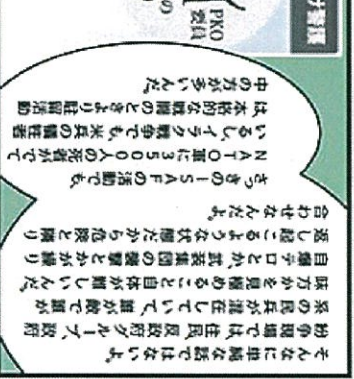
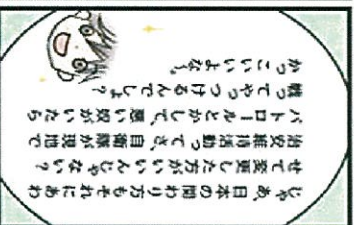
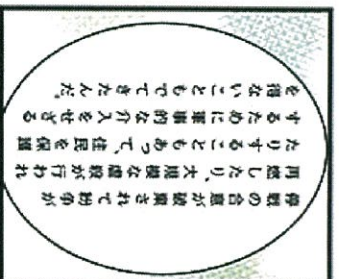
そうだね、これまでは自衛隊が  
PKOに参加する機会  
道庁や県を離れたりするイン  
フラの整備が中心で武器を使う  
のは自分の身を守ったりする  
場合に限られていたんだ。

他にも自衛隊がこれまででき  
なかつた任務を任せられたり(取止)  
武器を使える場面が増えたり  
するんだね(後述)

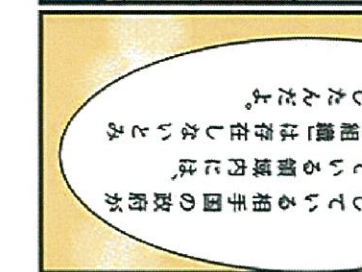
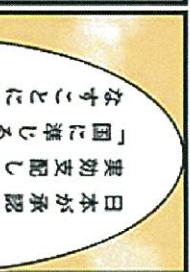
PKOでもKCOでもないよ！  
PKO!!  
国連の平和維持活動のこと！

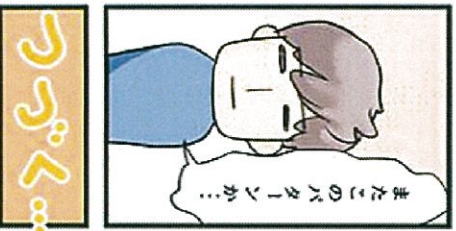
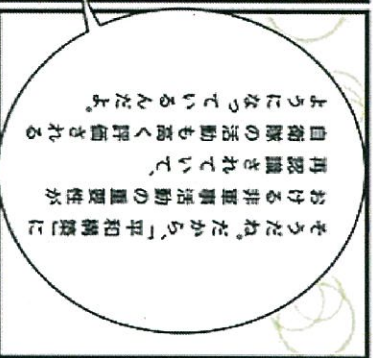
PKOはわかるかな？  
あるんだらうね、  
性質が変わったことが  
重要には、国連PKO自体  
道庁や県を離れたりするイン  
フラの整備が中心で武器を使う  
のは自分の身を守ったりする  
場合に限られていたんだ。

どうして変更しよう  
としているの？









教えて!

安保法制がわかりません。

# パンパンパン!

作：上野 浩史 監修：高橋 洋行

第五話「自衛隊法改正」

最後は来⑨の自衛隊法の改正についてだね。

	改正前 自衛隊法第96条第1項 （自衛隊の任務）	改正後 自衛隊法第96条第1項 （自衛隊の任務）	改正後 自衛隊法第96条第2項 （自衛隊の任務）
自衛隊の任務	自衛隊は、我が国の防衛及び我が国が国際社会に果たすべき平和維持、人道支援等の任務を遂行し、我が国の安全及び平和の確保に寄与する。	自衛隊は、我が国の防衛及び我が国が国際社会に果たすべき平和維持、人道支援等の任務を遂行し、我が国の安全及び平和の確保に寄与する。	自衛隊は、我が国の防衛及び我が国が国際社会に果たすべき平和維持、人道支援等の任務を遂行し、我が国の安全及び平和の確保に寄与する。
自衛隊の任務	自衛隊は、我が国の防衛及び我が国が国際社会に果たすべき平和維持、人道支援等の任務を遂行し、我が国の安全及び平和の確保に寄与する。	自衛隊は、我が国の防衛及び我が国が国際社会に果たすべき平和維持、人道支援等の任務を遂行し、我が国の安全及び平和の確保に寄与する。	自衛隊は、我が国の防衛及び我が国が国際社会に果たすべき平和維持、人道支援等の任務を遂行し、我が国の安全及び平和の確保に寄与する。
自衛隊の任務	自衛隊は、我が国の防衛及び我が国が国際社会に果たすべき平和維持、人道支援等の任務を遂行し、我が国の安全及び平和の確保に寄与する。	自衛隊は、我が国の防衛及び我が国が国際社会に果たすべき平和維持、人道支援等の任務を遂行し、我が国の安全及び平和の確保に寄与する。	自衛隊は、我が国の防衛及び我が国が国際社会に果たすべき平和維持、人道支援等の任務を遂行し、我が国の安全及び平和の確保に寄与する。

これも紛争の時  
感じやないんだね

改正点はいくつかあるけれど、  
大きな変更は在外邦人の救出  
と外国軍隊の武器等防護かな

救出って、  
どういうゲームが  
想定されているの？

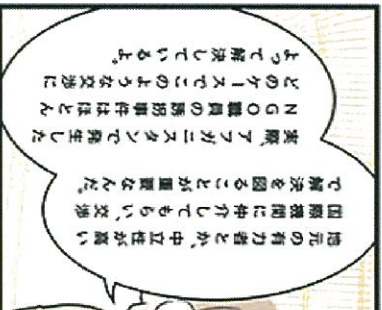
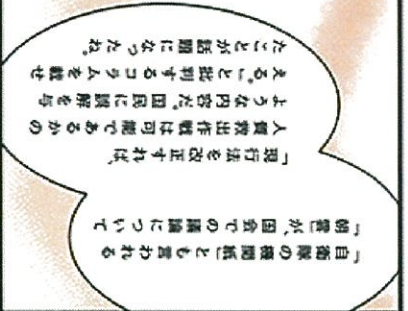
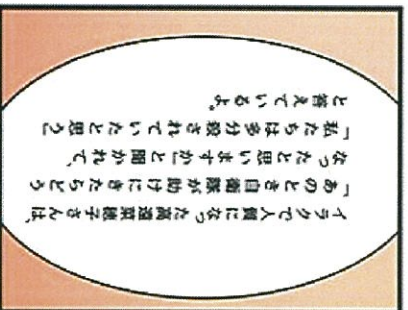
そうだね。  
これを改正して「救出も  
できるようにするんだ」

現行法では在外邦人の  
「輸送」はできるけれど、  
「救世」に関する規定は  
ないんだよね。  
日本が誘拐された場合や  
大使館等が占拠された場合  
などが想定されているよ。

在外邦人の救出

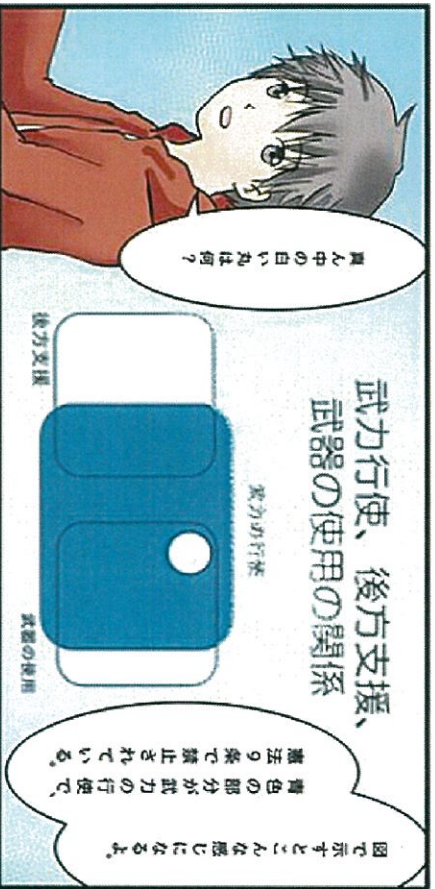
自衛隊ってそんなにすごい  
ことができるの？

世界最強のアメリカ軍で  
すら救出に失敗するくらい  
だから自衛隊にはそんな  
ことできないと思うよ。





—— 終 わ り に ——



そうだね、武器の使用は国家の意思に基づいてなされる場合、武力の行使にあたるけれど、正当防衛など、個人的に必要とされる場合などは例外とされてきたんだ。

それが、こういう風に変わると、

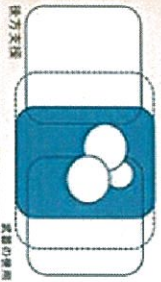
これは例外的に許容されている個別の自衛権だよ。

左側の四角が後方支援、他国の武力行使に当たって、後方支援も武力行使に一体化する、抑るきれないけれど、一体化しない場合には、武力行使にはあたらず、許されるとされてきた。

右側の四角が武器の使用ってことか。

そのとおり、個別の自衛権だけでなく、集団的自衛権や集団安全保障措置などの武力行使も許されることになったし、後方支援や武器の使用についても、武力行使にあたらないとき、れる場面が広がったんだ。

武力行使、後方支援、武器の使用の関係



後方支援  
武器の使用

同じ部分が狭くなっただけ！

難しい話がたくさんあったけど、今回1つだけ分かったことがあるよ。

なるほど、で、「よくわからない」といって人がほとんど多いし、いつまでに成立させるかを先に決めてやるような複雑なやり方はしないでちゃんと議論して欲しいよね。

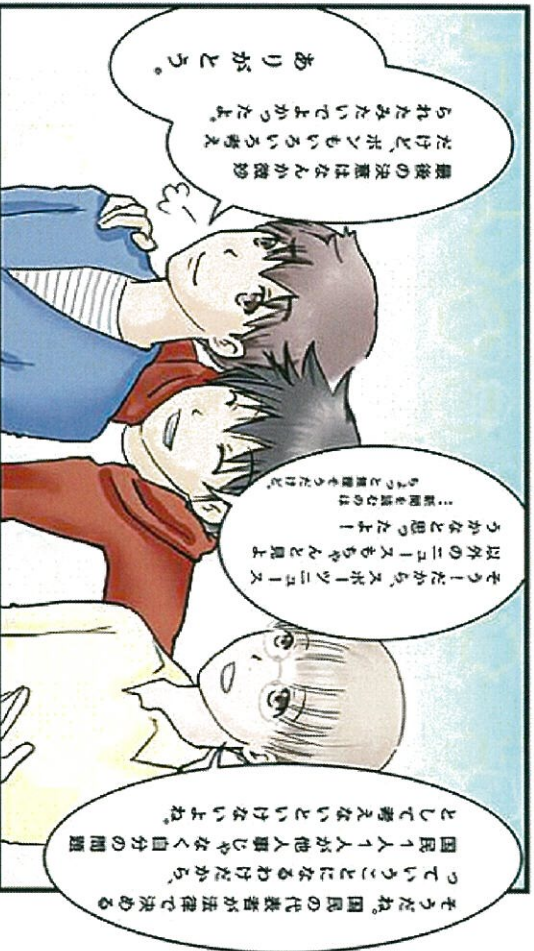
そうだね、特に、集団的自衛権の法律をつくるというのは憲法尊重憲法原則に照らして問題があるから、この点を曖昧にしてはいけないと思うよ。

惜しい！

苦笑ね。

自衛隊の人が、人を殺したり、殺されたりするってことになると、これまで日本が攻撃された場合の90%の選択だったと思うんだよね。

どういこと？



紛争時	<b>武力行使</b> →戦争そのもの	<b>①武力攻撃事態</b> →個別的自衛権の行使	
		<b>②存立危機事態</b> (事態対処法)	
		国連決議なし → <b>集団的自衛権の行使</b>	国連決議あり → <b>集団安全保障措置の一環としての武力措置への参加</b>
	<b>後方支援</b> →他国の武力行使と一体化	<b>③重要影響事態</b> (重要影響事態安全確保法) →後方支援活動	<b>④国際平和共同対処事態</b> (国際平和支援法) →協力支援活動
平時	<b>武器使用権限の拡大等</b> →武器使用の応酬から武力紛争に発展するおそれ	<b>⑤自衛隊法の改正</b> →在外邦人の救出のための武器使用 外国軍の武器等防護のための武器使用	<b>⑥国際平和協力法</b> →駆けつけ警護のための武器使用 治安維持活動のための武器使用
		日本への影響を考慮する	日本への影響は考慮しない



# アクションリスト(安保法制を廃案にするためにあなたにもできること)

	初級	中級	上級	達人！
メディアを通じて	<ul style="list-style-type: none"><li>・ニュースを観る</li><li>・記事を読む</li></ul>	ニュースをSNSでシェアする	<ul style="list-style-type: none"><li>・感想や要望をメディアに送る</li><li>・新聞に投書する</li></ul>	雑誌などに企画を持ち込む
アピール行動で	ピラを受け取る署名に応じる	パレード等に参加する	サイレントスタンディングをする	集会やパレードを自分で企画する
学習会で	学習会などに参加する	知人・友人を誘って一緒に参加する	学習会を自分で企画する	自分で講師をする
宣伝ツールを利用して	電車やバスなどで宣伝ツールを読む	知人・友人に宣伝ツールを渡す	自分で宣伝ツールを作る	宣伝ツールを置いてくれる店などを探す

## アクションリスト・リンク先一覧

声を 広げる	メディアを 通じて	ニュースを探すのに便利			メディアの連絡先一覧			
		憲法擁護fbチーム 			りぼん・ぶろじえくと2015 			
	アピール 行動で	サイレント スタンディング	プラカード			イベント情報		
		解釈で憲法9条を 壊すな 	SEALDs KANSAI 	総がかり行動 実行委員会 	プラカードGallery 	りぼん・ぶろじえくと2015 	マガジン9 	
	学習会で	講師派遣の要請			講師派遣の要請(新潟県)			
明日の自由を守る若手弁護士の会 		新潟県弁護士会憲法派遣制度 						
宣伝ツ ールを 利用して	安保法制を解説したマンガ 『教えて！アンボンタン！』		カウンタービラ		あすわか作成リーフ			
	上越中央法律事務所 		平和安全法制？ うそばかり 		明日の自由を守る 若手弁護士の会 			
声を 届ける	政党	自民党 	公明党 	民主党 	維新の党 	共産党 info@cp.or.jp 	社民党 	生活の党 info@seikatsu1.jp 
	国会議員	りぼん・プロジェクト2015 			首相官邸			